

出雲市職員（弁護士）の任用について

1. 弁護士任用の理由

近年、市政に係る問題（訴訟事案や情報公開、過剰・不当要求事案への対応等）に対処するため、顧問弁護士への相談が増加している。複雑な法的解釈や判断、即時の対応が求められるなどその対応に苦慮してきており、相当の時間をかけ、関係法律などを調査しなければならない、その重さが、職員の負担増につながっている。

この現状を改善するため、**市職員（特定任期付）として専任の弁護士を任用する**。主な業務は、情報公開や行政処分に関すること、顧問弁護士と連携して訴訟事案や不当要求事案への対応、条例等の制定・改正時の法制支援などである。併せて、職員のコンプライアンスや法務能力向上のための研修会等も業務として考えている。

2. 採用スケジュール（予定）

3月中旬：全国公募開始（募集期間3週間程度）、4月中旬：面接試験、5月1日：採用

3. 弁護士任用条件

① 資格条件（弁護士資格を有し以下に該当する人）

- 概ね3年程度の弁護士活動経験を有する人
- 弁護士名簿に登録されている、または採用決定後、登録できる人
- 年齢・学歴・国籍は問わない。

② 職務内容

- 訴訟事案や過剰・不当要求事案への対応等に関すること。
- 情報公開・行政処分等に関すること。
- 条例、規則等の制定・改正等に係る法制支援に関すること。
- 施策策定時等、事務執行における法的妥当性の検証に関すること。
- 職員のコンプライアンス、法務能力の向上に関すること（法令解釈等法務相談含む。）。

③ 任用期間 3年を基本とする。ただし、成績が良好な場合は延長をすることができる。

④ 給与（一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき支給）

- 概ね年間700万円～800万円（実務経験に基づき決定）

4. 弁護士任用による効果（既任用自治体からの聴取を参考）

- 専門的知識に基づき、施策や法令への法的検証・助言を得られ、職員の負担軽減が図られるほか、職員の法務能力向上が図られる。
- 初期段階から適切な対応が可能となり、紛争の未然防止につながる。
- 審査請求など法令に基づいた事務執行が必要となる場合において、弁明書の作成や交渉等、円滑な事務執行が可能となる。

5. 顧問弁護士について

継続案件があること、また訴訟となった場合には市採用弁護士が対応できないこと、併せて課題・問題に対し、市採用弁護士と顧問弁護士が連携することにより、よりよい対応・解決が図れるため、現行のまま、顧問弁護士契約を継続する。